



令和3年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第3回 評議員会議事録抄本

招集年月日 令和3年3月 8日 (火)
 開催日時 令和3年3月28日 (月) 午後2時00分から午後3時10分まで
 開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室
 出席評議員 野口文男、立原ひろみ、野口芳夫、宮川輝雄、菅谷清美、正木彰一、細田 博、柴田紘子、細田喜代美、草薨正良、平島幸子、吉川栄子、下田信子、幸保雅行、安藤順子、小出治夫、高木京子、須之内儀兵衛、須之内正昭、山家多美子、菱木三恵子、加藤時一、原 秀吉、坂本鉄夫、山間松代、高橋 等、猿田幸助、高安裕子
 出席役員 石田 進会長 (午後2時45分退席)、狭山利和常務理事

評議員総数31名中28名の出席により、定款第16条に定める決議要件を充たし、評議員会が成立したことを確認した後、石田進会長から挨拶がある。その後、定款第15条に基づき議長選任を行い、全員一致で坂本鉄夫評議員を議長に互選した。

議事に先だって、柴田紘子評議員、安藤順子評議員を議事録署名人に選出した。

議 事

議案第1号 補欠役員の選任について

事務局 (相良光浩センター長) から、畠山修理事 (行政関係者) が令和3年3月31日で役職交替となるため、後任理事を選任する必要がある旨が説明された後、定款第21条及び役員選任規程第2条の規定に基づき選任案の質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成27名、反対0名で以下の通り決議した。

理事は、高安桂一氏 (行政関係者) を選任する。

議案第2号 定款の一部変更 (案) について

事務局 (相良光浩センター長) から、生活困窮者自立支援事業に関して、令和4年度から新規受託が予定されている「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」について定款第2条へ記載するもので、今回「家計改善支援事業」を追加する変更案が説明された。続いて、新規受託事業の内容について事務局 (鴨川和明センター長) から補足説明があり、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成27名、反対0名で以下の通り決議した。

変更前の条文	変更後の条文
(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (14) 自立相談支援事業 (15) 就労準備支援事業 (16) その他法人の目的達成のため必要な事業	(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (14) 自立相談支援事業 (15) 就労準備支援事業 (16) 家計改善支援事業 (17) その他法人の目的達成のため必要な事業 附則 (令和4年3月 一部改訂 改訂第135号) 1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、令和4年4月1日より適用する。

議案第3号 令和3年度社会福祉事業区分収支補正予算 (案) について

事務局（相良光浩センター長）から、生活福祉資金に関する事業サービス区分において、特例貸付申請期限延長にかかる事務手数料収入及び貸付事務にかかる支出の増額。また地域福祉推進事業サービス区分及び生活困窮者自立支援事業サービス区分においては職員配置変更による支出予算の再編。職員退職手当積立事業拠点区分において、改正給与規程に基づき既退職者への退職手当の再計算を行い、その差額支出を当年度積立予定額と再編して補正予算案を編成した旨の説明があり、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成27名、反対0名で以下の通り決議した。

議案第4号 神栖市社会福祉協議会 令和4年度事業計画（案）について

事務局（荒井真由美事務局次長）から、事業計画案の内容が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成27名、反対0名で原案通り決議した。

議案第5号 令和4年度社会福祉事業区分収支予算（案）について

議案第6号 令和4年度公益事業区分収支予算（案）について

内容の関連性から議長より一括審議が提案され、賛成を得た。

事務局（相良光浩センター長）から、令和4年度予算編成にあたり、福祉活動基金現保有額8,800万円のうち100万円を処分する計画であることが説明された後、各拠点区分の予算概要が説明され、その後質疑に入った。

（細田博評議員）

会費収入の予算が前年度から10万円増えていますが、地区加入率がどんどん減っている状況で10万円増えるというのはどういう方策で増えるのか教えてください。

（事務局：相良光浩センター長）

会費収入予算が前年度に比べ増額した理由は、法人会員収入について前年実績をふまえ増額で計上したため、会費収入全体予算も10万円増額としました。各世帯にご協力いただく一般・特別会費収入予算は令和2年度以降同額で編成しております。加入実績は右肩下がり傾向にありますが、本会では、各地区のみに頼ることなく、市民の皆様には様々なスタイルで会員加入してもらおうと、地区未加入世帯には社協の窓口あるいは銀行振込による会員加入のご案内を、ホームページや社協ニュース等で行っています。そのため、一般・特別会費収入については実績に合わせ予算を減ずるのではなく、前年度と同じ予算額を維持し、会員加入増強努力を続けていこうと考えております。

（細田博評議員）

地区にお願いしている会費の徴収方法はもう10年以上変わっていないと思いますが、改変する気はないのですか。70歳ぐらいのお年寄りの方が班長さんとして一軒、一軒廻って集金しているんですが可哀想じゃないですか、組長さんから班長さんにそういう指示が来て、募集資材を持って一軒、一軒廻って徴収しているんです。この方法はこれからも変わらないのですか。

（事務局：相良光浩センター長）

各地区の区長さんには毎年、4月の区長説明会で、社会福祉協議会の事業の概要を説明し、社協会員への協力依頼をしております。社協会費は決して強制ではありませんので、各地区においては、各世帯の事情はもちろん組長さんや班長さんの事情も汲んだ形でお取り組みくださいと説明しております。こういった説明を続け、これまで毎年全ての地区から会員加入をいただいていた経緯もありますので、各地区からのご協力は今後も大切にさせていただきたいと考えております。一方で、各地区の役員さん方のご負担をできるだけ少なくできるよう、例えばリーフレットは区長説明会でお渡しせず新聞折込に切り替え、集めに廻る方々の荷物を少なくする等、毎年区長さん方からご意見をいただきながら工夫を重ねてきました。今後も各地区の協力のもとで、より良い募集方法を一緒に検討し続け、また地区に入っていない方の加入方法、PR方法などもさらに工夫していきたいと考えております。

(細田博評議員)

最近では寄付をすると、例えば「ふるさと納税」などは返礼品があったり、何か購入するとポイントが付いたり、神栖市でも「ココくんポイント」があって、例えば千円寄付したら200ポイント付与されるとか、何か特典を考えたり改変を検討していかないと、なんか毎年同じことをずるずる10年も15年もやっているようなイメージしかありません。変えていこうという気持ちは無いのですか。

(事務局：橋田勝事務局長)

社会福祉協議会の会員加入依頼は、法人化以来35年間同じスタイルで続けさせていただいております。その間に、本会の経営改善計画の中で、会費額の変更、区長さんに負担をかけないように領収書をステッカーに変える等、工夫していますが、細田評議員さんからのご意見を踏まえまして、今後はより負担の少ない、より各世帯が自由意思で社協会員に参加していただけるスタイルを、役員、職員と共に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

(草薨正良評議員)

細田評議員の意見に関連しますが、会費募集方法は各地区によって違っています。我々の地区では、集金に訪問する時は必ず「強制ではありません。皆さんのご意志で結構です。」と説明しています。地区によっては加入を強制されるイメージをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、これは地区の判断だと思っております。やはり、社協のお金をいただく際に地区の中で意識統一されておくべきことかなと私は思います。戸別訪問する時の最初の姿勢が大事だと思いますので、それは社協さんの方でも、新年度に協力依頼をする時にはそういう説明もやられた方がスムーズにいくのではないかと思います。

(事務局：橋田勝事務局長)

実際には区費と一緒に社協会費も集めていただいている地区が多く、市民の皆さんからすると、区費と一緒に集められた「寄付金」という認識だと思いますが、社協会費は寄付金ではなく「会員会費」です。一般会員であれば1年間千円ですが、その千円で社協の取り組みを応援するという参加意識を持ってもらうための費用としていただくもので、決して強制ではなく、社協が取り組んでいるひきこもり支援や、精神障害者・発達障害者の支援など、市がしっかりやられている取り組みの中でもまだ制度が揃っておらずできない少数派の人達への取り組みを、市民の皆さんからの会費を基に、不足分を税金から助成金という形でいただきながら、制度化に向けた動きを起こしていく。市民の皆さんにはこれらの取り組みに会員として参加していただくことをご協力をお願いしています。従いまして募金や寄付金とは違うのですが、区長さんにはそこをご理解いただけるような説明を重ね、また、区長さんを経由しなくても、新聞折込の社協リーフレットや広報紙を見ればご理解いただけるような努力を続けてきたいと考えております。社協会員会費制度は互助会とは異なりますので、ご意見にございました、会費納入による見返りという形をすぐに作れるか明言はできませんが、会員だからこそ取り組みに参加しやすい、というようなことも併せて考えながら進めていきます。

(石田進会長)

皆様からの貴重なご意見はしっかり受け止めさせていただきます。私は社協会長に就任して丸4年経ちましたが、ご指摘の通り、地区の中での諸問題というのは非常に難しく、もう地区加入率が5割を切った所もあれば、ある地区は9割前後の加入率で頑張っています。地区によって事情も違い、農村部、漁村部では、お祭りなども盛んで地域のネットワークができています。そういう所もあれば、都市部では、神栖に移り住まれた方が班ごと脱退してしまい役員のなり手がいない、民生委員さんや他の役員も引き受け手がない等、4年前に切実な問題として区長さん方から上がりました。その後、コロナ禍ではありましたが1年かけて様々な議論を積み上げたものが、今お話に出た「神栖ココくんポイント」で、地域のコミュニケーションツールの一つとして、私も13年前に波崎から神栖に引っ越して、地域の多くの方と交わりながら、震災の時にはお水をもらいながら、いろいろな方にお世話になりましたので、新しく神栖へ来られた方には、日常生活上の交わりに加え、今神栖にはこういうカードがあって、地区に入るだけでポイントが付いて、地区の行事、例えば地区のゴミ拾い等に参加するとさらにポイントが溜まりますから、是非地区に加入しましょうと、昨年10月から始めています。この取り組みは、地区の区長さ

ん方と1年間話し合っけて積み上げた、神栖の新たな挑戦であり、これから全市的に広げていきます。

ただ「神栖ココくんポイント」は使えるお店がまだ100店舗しか無い。「かみす使え～るクーポン」には450店舗がコロナ禍の中で加盟してくれました。そういう所に「神栖ココくんポイント」加盟をお願いしていきます。地区の皆さんがポイントを使って、一つは地区に入るきっかけとしてもらいたい。また、地区には高齢者の問題もあります、そういった中で金額を下げようとか、今いろんな取り組みをしています。地区の問題はすぐ解決できるものではありませんが、今そういう挑戦が始まっていますので、皆さんからご指導いただきながら、もっともっと良いものに作り替えていきたいと思ひます。

一方社協では、今一生懸命コロナ禍の市民の生活課題に向き合っけていて、また発達障害やひきこもりの問題にも取り組んでいる機関です。市民の皆さんにはこういった社協の今の活動を理解してもらい、市民福祉のために大事な機関であると認識をいただき、会員として協力してもらいたいと、先ほど橘田事務局長が説明させてもらいました。社協会費と「神栖ココくんポイント」は違うものですから切り離して考えていただきたいと思ひますが、会費募集のあり方については本日いただきましたご意見をもち帰らせてもらい、取り入れられる部分は柔軟に取り入れながら検討を進めて参ります。

(坂本鉄夫議長)

議長の立場で失礼ですが、私も実をいうと余所からの転入者で、神栖に来て50年経ちます。40代のときに区長を務め、今はシニアクラブの会長をやっておりますが、私が区長をやっていた時は、集金しますと言ったら快くいただきました。ところが最近では「そんなもの何だ」、「区長がやるのか班長がやるのか」、こういうご時世です。そんな事を言われると誰も班長をやらなくなるので、現在私どもの地区では区費の中から社協会費も納めることで区役員の負担を軽減しています。そういった意味で、草薨評議員がおっしゃったようにその地区の事情があるので、一概にこうしなさいとは言えないと思ひんです。ですから、社協の方々が努力されるのは当然ですけれども、我々もそういう部分を担ってみんなに知らせていく、ということが必要じゃないかなと思ひます。

他に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成27名、反対0名で原案通り決議した。

報告第1号 職員のハラスメント防止等に関する規程の制定について

事務局(相良光浩センター長)から、「職員のハラスメント防止等に関する規程」及び「職場におけるハラスメント防止等に関する基本指針」を新たに制定し、令和4年4月1日から施行することが理事会の決議を得たと報告があり、規程及び指針の内容について説明がされた。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、報告済みとした。

上記の記録が正確であることを証明するため署名捺印する。

議事録署名人

柴田 紘子



令和4年4月26日署名

議事録署名人

安藤 順子



令和4年4月26日署名

議

長

坂本 鉄夫



令和4年4月27日署名